

①特定調査の実手順例（保温材及び耐火被覆材）

■石綿含有保温材等（保温材）

- 施設台帳等の図面（以下「図面」という。）、デジカメ等、筆記用具等を用意する。
- 屋上から下階へ順番に、又は複数名で担当階を分けて、教室、廊下等の室内等*に露出している保温材等の劣化、損傷状況を点検する。

（写真①参照）

*調査範囲は、建物内を基本とするが、児童生徒等が通常使用する屋上やベランダは、調査対象とする。



写真①（露出配管の状況）



- 劣化、損傷している保温材等を確認したら、発見箇所を図面に記すとともに、その状態をデジカメ等で撮影するなど記録する。
- 劣化、損傷している保温材等がグラスウールや発泡スチロールである場合は、チェックリスト（別紙2-2）の該当欄に記録するとともに、飛散防止の応急処置を講じる。
- 劣化、損傷している保温材等の材質が不明な場合は、チェックリストの該当欄（不明欄）に記録するとともに、専門業者等に相談の上、速やかに飛散防止の応急処置を講じる。

（写真②参照）

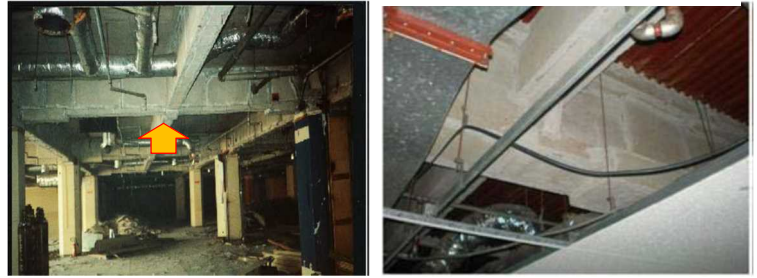


写真②（劣化・損傷の状況）

■石綿含有保温材等（耐火被覆材）

- 調査は、保温材と同じ手順で露出しているもののみ点検する。
- 劣化、損傷等がない場合は、耐火被覆されているかどうか判り難いため、注意が必要。
主に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物において露出している柱型や梁型で、劣化・損傷している箇所を点検する。
(写真③参照)

下右の写真は、国土交通省ホームページ「平成25年度 建築基準整備促進事業 報告会「アスベスト対策に資する検討」より引用
下左の写真は、国土交通省ホームページ「目で見るアスベスト建材（第2版）」より引用



写真③（露出の状況）

－ 特定調査の判断例（保温材） －

■応急処置済みについて（保温材等）

- 劣化、損傷部分を隙間無くガムテープ等により塞いでいる場合などは、**応急処置済み**として、**飛散のおそれがない**と判断しても差し支えない。
- 劣化、損傷している保温材等の材質が不明な場合は、専門業者等に相談の上、速やかに応急処置を講じる。
- その後、石綿の含有を確認されている場合は、速やかに除去、封じ込め又は囲い込みの適切な処置を講じること。
(写真④参照)



写真④（応急処置の状況）

応急処置はされているがテープの間に隙間が生じているため、損傷と判断
ただし、グラスウール保温材であったため、飛散のおそれなしと判断



グラスウール保温材

○判断の目安

グラスウール保温材は、主に黄色で、ガラス繊維で構成され柔らかい感じ。
発泡スチロール保温材は、日常で目にする発泡スチロールと材質は同じ。
上記以外で、判断ができない保温材については、不明とし安易に触れずに専門業者等に相談の上、子供たちが触れないような応急処置を講じる。



<調査票への入力>

1. 室内等に露出している保温材、耐火被覆材がある室数等について、チェックリスト（別紙2-2）等に調査結果を入力する。
2. チェックリスト（別紙2-2）等に記載された調査結果を元に、「様式1」に必要な数値を入力する。

<参考>

- 劣化、損傷の状態については、国土交通省ホームページで公表している平成25年度 建築基準整備促進事業 報告会「アスベスト対策に資する検討」が参考になる。
<http://www.mlit.go.jp/common/001037173.pdf>
- また、独立行政法人建築研究所がとりまとめた報告書も参考となる。
<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

②特定調査の実手順例（煙突用断熱材）

■石綿含有保温材等（煙突用断熱材）

- 設計図や完成図又は工事書類等から、煙突に関する情報を調査票（様式3）の該当欄に記録する。
- デジカメ等、筆記用具等を用意する。
- 煙突内部の劣化、損傷状況を点検する。

※石綿を含有する煙突用断熱材が、劣化、損傷している場合、煙突下部の点検口を開ける際に石綿が舞う可能性もあるので注意が必要。
また、煙突頂部の開口部から点検する場合は、点検用タラップが腐食している場合もあるので、注意が必要。（専門家又は専門業者等による調査が必要）

（写真⑤参照）



写真⑤（劣化・損傷の状況）



- 劣化、損傷している煙突用断熱材を確認したら、飛散のおそれの有無について、調査、把握するとともに、速やかに除去、封じ込め又は囲い込みの適切な処置を講じること。

（写真⑥参照）



写真⑥（劣化・損傷の状況）

右の写真は、国土交通省ホームページ「平成25年度 建築基準整備促進事業 報告会「アスベスト対策に資する検討」より引用

<参考>

- 劣化、損傷の状態については、国土交通省ホームページで公表している平成25年度 建築基準整備促進事業 報告会「アスベスト対策に資する検討」が参考になる。

<http://www.mlit.go.jp/common/001037173.pdf>

- また、独立行政法人建築研究所がとりまとめた報告書も参考となる。

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

— 特定調査の判断例（煙突用断熱材） —

■煙突用断熱材について（石綿セメント円筒）

- 学校等の古い建物には、右写真のような昔のストーブの排気用煙突があり、内部には石綿セメント円筒が使用されている場合がある。
- 石綿セメント円筒は、煙突用断熱材とは異なり、材質が固く飛散性が低いため、調査対象外である。
- 事前に、図面等で確認することで、専門家又は専門業者等の調査が不要となる場合がある。
- ただし、ストーブの排気用煙突であっても、石綿セメント円筒ではない煙突用断熱材を使用している場合も考えられるため、材質が不明なものを安易に調査対象外としてしまうことは避けること。

（写真⑦参照）



写真⑦（石綿セメント円筒）



<調査票への入力>

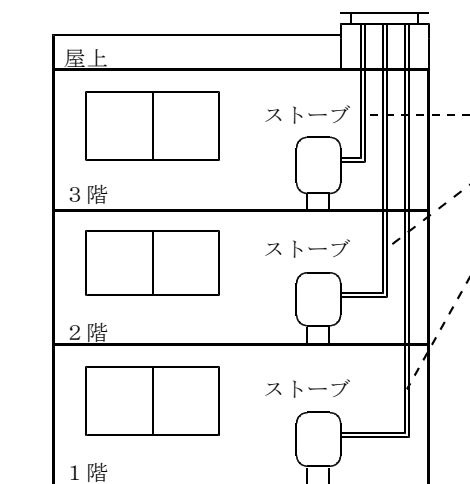
1. 煙突用断熱材について、石綿含有状況、使用状況、措置状態等の情報を、「様式3」に入力する。
2. 「様式3」に入力した情報は、自動集計により、「様式2」にまとめられる。「様式2」が適切に作成されているか確認する。

石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）における 煙突用断熱材使用煙突の確認事項について

確認事項

1. 各様式に記載された煙突が、調査対象の煙突であるか、御確認ください。

ストーブ排気用の煙突（下図参照）については、煙突用断熱材が使用されている場合は対象ですが、石綿セメント円筒等のみが使用されている場合は対象外です。どのような材料が使用されているか、確認ください。（特に内径の小さい煙突は御注意ください。）

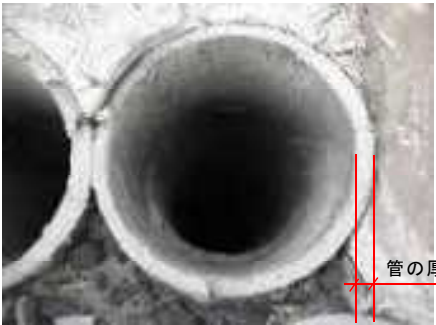



ストーブ排気用の煙突の例

※ ストーブ排気用の煙突の取扱い

- ・石綿セメント円筒等のみが使用された煙突の場合は対象外。
- ・煙突用断熱材が使用された煙突の場合は対象。
（この例の場合で、煙突に煙突用断熱材が使用されていた場合は煙突3本となり、それぞれの長さを計上。）
- ※ 3本の煙突を1本として計上したり、それぞれの長さを合算したりしない。
- ・煙突用断熱材が使用されているか不明なまま計上しない。調査した上で煙突用断熱材が使用されているもののみを計上。

○石綿セメント円筒と煙突用断熱材の違い（写真例）

石綿セメント円筒等【調査対象外】	煙突用断熱材【調査対象】
 <p>管の厚みが比較的薄く断熱層がなく、管そのものに石綿が練り込まれているもの</p> <p>〈主な使用部位と用途〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気用円筒材、煙突、雑排水管などに使用されている。 <p>メモ：石綿が使用されていても石綿セメント円筒のように管として成形されたものは、飛散性が低いため、いわゆるレベル3の建材であり本調査の対象外である。</p>	 <p>断熱層があるため比較的厚みがある（一概には言えないが30mm程度か、それ以上の場合もある</p> <p>〈主な使用部位と用途〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突の断熱目的のために使用されている。 （煙突用断熱材は、石綿セメント円筒等のように雑排水管には使用できない）